

事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 14 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当課長 殿  
（上記、各地方整備局経由）  
市町村下水道担当課長 殿  
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

**鉄道の軌道下に布設された下水道管における緊急点検の実施及び  
実施状況の報告について（依頼）**

平成 30 年 4 月 30 日に小田急電鉄小田原線の線路脇で発生した陥没について、調査の結果、鉄道の軌道下に布設された下水道管が破断し、ズレが生じていたことが確認されました。詳細な原因究明はこれからですが、当該破断箇所から土が引き込まれたことが陥没の原因と考えられます。本件により、列車の運行が長時間にわたり停止し、多くの乗客に影響が生じました。

つきましては、各地方公共団体が管理する鉄道の軌道下に埋設された下水道管について、別紙のとおり緊急点検を実施し、その実施状況等の報告をお願いいたします。

なお、緊急点検にあたっては、鉄道の管理者と点検の方法や点検を行う時間帯等について十分に協議を行い、安全管理を徹底した上で実施していただくようお願いします。

## 鉄道の軌道下に布設された下水道管の緊急点検 実施内容

- (1) 調査対象：鉄道の軌道下に布設された下水道管を点検の対象とする。ただし、地下鉄等トンネル構造で覆われた鉄道の軌道下や、鉄道高架橋の軌道下に布設された下水道管は除く。
- (2) 点検方法：目視調査（上下流の人孔から異常の有無を確認）
- (3) 提出様式：実施状況を調査表に記入し提出
- (4) 実施期限：
  - 1) 緊急点検箇所の把握 平成 30 年 5 月 23 日(水)提出様式の(1)～(16)を記入
  - 2) 緊急点検の実施 平成 30 年 6 月 27 日(水)提出様式の(17)を記入  
(近年 3 年間で調査を実施している場合については、それをもって実施済としても可)
- (5) 提出期限：1)、2)とも各地方整備局等より別途通知
- (6) 提出先：下記担当者（各地方整備局経由）
- (7) 問い合わせ先：各地方整備局 下水道担当部署のほか  
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 長澤  
(TEL:03-5253-8430、E-mail: nagasawa-h26z@mlit.go.jp)